

【施策番号20～24】公営住宅への優先入居等

資料4-2

第1 損害回復・経済的支援等への取組

3 居住の安定(基本法第16条関係)

(1) 公営住宅への優先入居等

計
画
本
文

- ア 国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用の取扱いの推進を図る。(20)
- イ 国土交通省において、公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や市区町村営住宅を管理する市区町村を含む地方公共団体間の緊密な連携を地方公共団体に対して要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。(21)
- ウ 公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。(22)
- エ 国土交通省において、犯罪被害者等の円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会及び居住支援法人の制度を周知するとともに、居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援等の取組を支援する。(23)
- オ 国土交通省において、関係機関と連携し、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を行う。(24)

進
捗
状
況

ア・イ 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居、目的外使用に係る特段の配慮についての地方公共団体に対する要請(平成17年12月に通知を发出)により、着実に推進。

犯罪被害者等の公営住宅の目的外使用について、一定の要件を満たす場合は、地方整備局長等に対する事後報告により補助金適正化法の承認があったものとして取り扱う旨地方公共団体に周知(平成23年6月に通知を发出)。

引き続き、公営住宅担当者会議や各種研修等の場において、優先入居・目的外使用等について周知している。

【入居状況】(令和2年12月現在)(都道府県及び政令市)

- ・犯罪被害者等の公営住宅への優先入居戸数 : 702戸
- ・犯罪被害者等の公営住宅への目的外使用入居戸数 : 58戸

ウ 現時点で、公営住宅の管理主体からUR賃貸住宅の借り上げ要請はないが、要請があれば柔軟に対応する。

エ 令和3年12月末時点において47都道府県66区市町で居住支援協議会が設立。そのうち、住宅相談窓口の設置など、民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動を行う協議会に対し、1,000万円を上限に補助を実施。令和3年度予算として57協議会へ交付決定済(令和3年12月末時点)。

オ 犯罪被害者等の公営住宅への入居の取扱いにおける関係機関との連携について、地方公共団体に対する要請(平成17年12月に通知を发出)により、適切に対応。